

田辺市中小企業信用保証料補助金の制度改正について

	融資実行日がH31.4.1以降のもの（改正後）				融資実行日がH31.3.31以前のもの（改正前）			
第1条 趣旨	市内の中小企業者の経営の安定と産業の振興を図るため、和歌山県信用保証協会の信用保証を受けた中小企業者の信用保証料に対し補助をする。							
第2条 補助の対象	区 分	融資の種類	資金名	融資枠	区 分	融資の種類	資金名	融資枠
	和歌山県 中小企業融資 制度	一般融資 (融資期間2年以上、一括返済を除く)	経営支援資金	一般枠	和歌山県 中小企業融資 制度	一般融資	経営支援資金	一般枠
				セーフティ枠				セーフティ枠
			危機対応枠	セーフティ枠				
			小企業応援資金	一般枠				危機対応枠
				小口枠				
第3条 補助を受けられる者の範囲	1. 中小事業者であること 2. 市内に住所及び事業所を有する個人、または、市内に本店もしくは支店が登記されている法人であって、市内の法人等の事業に要する経費として前条に規定する融資を受ける法人等 3. 市税完納者				1. 中小事業者であること 2. 市内に住所及び事業所を有する個人、または、市内に本店もしくは支店が登記されている法人 3. 市税完納者			
第4条 補助の対象期間	融資実行日から1年間				規定なし			
第5条 補助金	$\text{保証料の1年間相当分(千円未満切捨て)} = \frac{\text{保証料}}{\text{保証期間(月数)}} \times 12$ ※上限：30万円				保証料の2分の1（千円未満切捨て）			
第6条 補助金の申請	融資日から60日以内に、保証協会・金融機関を經由し申請 1年度内、1事業者につき1融資限り				保証協会・金融機関を經由し申請			
第7条 補助金の返還	1年以内に返戻金が発生すれば、返戻金のうち補助金相当分を市へ返還				返戻金が発生すれば、返戻金の2分の1を市へ返還			

※融資実行日がH31.3.31までのものについては、改正前の制度を適用いたしますので、対象となる場合は田辺市商工振興課へご相談の上、速やかに申請書をご提出ください。